

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第 1 この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第 2 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第 3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

(1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(2) 当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 税金等の滞納がある者

(5) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という)第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(6) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和

23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(7) 入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、西条市建設部施設管理課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票(法人の場合は法人登記簿謄本)

(3) 誓約書(役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。)

(4) 印鑑証明書

(5) 税金等納税調査同意書(法人または西条市以外の個人は納税証明書)

(6) 身分証明書(発行日が3カ月以内のもの)※法人の場合は現在事項全部証明書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに西条市建設部施設管理課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地説明会)

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、市が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください(現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。)。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札書及び入札方法)

第6 入札参加者は、入札書(この応募要領による様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

(1) 入札金額

(2) 入札年月日

(3) 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載の上、実印にて押印してください。

2 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒(外から中身が確認できるものは使用できません。)に入れ密封

し、その外側に氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、件名及び入札番号を記載してください。

5 入札書等を入れた封筒は、郵送の際は別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書等が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6 入札参加者は、その持参又は郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第7 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- （1） 入札参加資格のない者
- （2） 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- （3） 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- （4） 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- （5） 入札参加者の記名押印のない入札をした者
- （6） 鉛筆書きの入札をした者
- （7） 予定価格未満の入札をした者
- （8） 金額を訂正した入札をした者
- （9） 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- （10） 電送又はファクシミリによる入札をした者
- （11） 担当職員の指示に従わず入札をした者
- （12） 必要添付書類を入札書に同封しなかった者
- （13） 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

（開札）

第8 開札は、別記2入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は持参又は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとします。

（落札者の決定）

第9 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない市職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」とお知らせします。

（入札執行の延期）

第10 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

（契約の締結）

第11 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約（以

下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。
- 3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。
- 4 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第12 落札者は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第13 落札者は、契約締結日から起算して30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、売買代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

- 2 遅延利息は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年7.3パーセントの割合(年365日当たりの割合とする。)を売買代金に乗じて算出した金額(円未満切捨て)となります。

(契約の解除)

第14 落札者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

- (1) 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

- 2 前項の場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第15 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金(第16第2項の遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。)の納付を確認した後、買受人の請求により、市が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に市が所有権移転登記手続を行います。

なお、未登記建物について、建物表題登記が必要な場合は、買受人の負担において

登記手続を行ってください。

2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

（契約不適合責任）

第16 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、市に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（入札結果の公表について）

第17 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、西条市ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 西条市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和6年12月5日(木)午後5時

(2) 入札書提出先

持参又は郵送による提出に限る。

(郵送は書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市建設部施設管理課(新館2階)

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和6年12月6日(金)午前10時から順次実施

(時間は入札参加申込期間終了後に決定し、参加者に通知を行う。)

(2) 入札執行場所

西条市明屋敷164番地 西条市役所新館4階 405会議室